

伊藤マンション管理士事務所通信

2020年（令和2年）5月25日
第00072号（隔月発行）

編集／発行者：伊藤マンション管理士事務所
住所：神奈川県相模原市南区旭町 15-33-710
電話：042-851-5056
URL：<https://www.ito-mankan.com/>

共用部門 分資制度変更に対応 リフオーム融

模修繕工事を実施する管理組合に利子の1%分を助成する「マンション改良工事助成」の利子補給期間の上限を10年から20年に延伸する、と発表した。昨年10年、機構は一定の工事を行う場合を従来最長で「10年以内」だった返済期間を「20年以内」に延ばす。融資制度の変更を行つており利子補給期間の延伸は、「この変更に対応したものだ。このため利子補給の上限が20年に延伸されるとのも、機構が融資期間を延ばす条件とした耐震

管理組合による情報収集について、あるマンション管理士は「管理組合が取り扱う問題ではない」と話す。

『コロナウイルスに感染したから管理組合に申告してください』と住民にお願いするのは良いが、実際に申告が実った場合情報を

どう取り扱うのか
感染者の情報には氏名・居住フロア・部屋番号に加え、家族構成などの個人情報が含まれている。場合によつては入院しているのか、自宅で静養しているのかといつた病状に関する情報も寄せられると可能性もある。

こうした情報を、どこまで一般に開示するのか、また理事が知り得た情報について非開示とした情報の秘匿を徹底できるのか。確かに「情報の取り扱い」に際しては難しい問題がある。

「マンション管
理士や管理会社の
従業員には守秘義務
が課せられていて
ある。このため申告を
してもらうのがむず
ら管理会社の方が
適任だ」としてい
る。だが現実には管
理組合が特に情報収
集をしていないよ

ばまいのか。
マンション管理士でもある土屋賢司弁護士はまず、管理組合の「物理的対応」について、「居住者の感染を知りながら管理組合が公用部分の消毒などを行わなかつたとしても、善い」として、注意義務違反に問われることはないと解説する。

この指導に対応する場合共用部分の消毒を行うなど措置が考えられる。土屋弁護士によると「居住者が感染しましたので公用部分の消毒を行います」と必要最低限の情報だけを開示し、作業を行つたマンショングループがある。

「氏名公表」は敵本示

改修や機械式駐車場の解体、エレベーター・取り替え・新設など「一定の工事」を行う場合が対象にな

る。機構の融資で返済期間が11ヶ月の場合は、0・7%。金利は毎月7%。金利は今年3月の場合、0年以内の場合が1%以下で推移しており、都の助成を受ければ、

利子分はおおむね
全額貰える計算だ。
2020年度の
申し込み受付期間
は5月18日(木)から
年2月19日(新型
コロナウイルス対
応のため、原則郵送
での受け付けとな
る。

込書の記載事項等
は都のホームページ
ジ「マンションボーナルサイト」で公開
中。

適正化法・建替え円滑化法改正案 4/10 参院本会議で可決

による都道府県知事の「勧告」について、「勧告に従わなくとも罰則規定はない。そのような状況で、どの程度の効果・効力が發揮されると見込んでいいのか」とただした。眞鍋住宅局長は「法案の助言・指導・勧告は強制力のある制度ではない。罰則もない」と認めた上で、「しかしながら、公共団体という公的な立場から指摘であり、管理

に、当該区域の管理組合が認定を受けられる「管理計画」の認定基準、認定を受けるメリットなどについても尋ねた。

眞鍋住宅局長は、「今後省令等で定めるが、例えば長期修繕計画を策定していく、これに基づく適切な修繕積立金が設定されている、管理組合の総会等が適切に開催されている、などを想定している」と具体的な認定基準を例示。認定を取得したマ

なることが想定される」とし、「マンションの売却・購入予定者だけでなく、継続して居住する区分所有者にもメリットがあるものだと考えている」と述べた。

ヨン管理の専門家、意見も踏まえ今後検討していく」と答えた。

浜口誠議員（国民）も地方自治体に合への「助言・指導」に言及。まず具体的にどんなことを管理組合の管理者に行つていくのかただした。

眞鍋住宅局長は「管理規約の策定・見直し、管理者の設置を勧める、總

(前ページのつづき)
「仮に『誰が感染したのか』といった情報を知つてしまつたとしても理事會には情報を開示する義務も権利もない。人権侵害にもつながる情報を開示することは絶対にできない」

ー保護などの観点から行うべきでない」と解説する。感染者がどのフロアに住んでいいのか、といった情報を得られた場合、情報漏洩を防ぐ意味でも「共用部分の消毒を行った際は感染者の入居フロアだけでなく、全てのフロアを対象にするといい」とアドバイスをする。(マンション管理新聞 1号)

委員会では8人が質疑。政府参考人として眞鍋純・国交省住宅局長ら3人が出席した。

組合・団体所有者に
とつては管理の改善
を促す一定の効果が
あると考えている」と
と答弁した。

ンションは「マンションの適正管理に関心がある者を中心として市場で評価を受ける、区分所有者の管理への意識が高く保たれ管理水立金の額など的具体的な修繕積立金の額などをもつて適切という判断をするのか」と質問。

シヨンの供給・流通、あるいは管理に関する事業者、マンをはじめ関係者は周知されることは認定を受けたマン

も聞きながら今後
検討していきたい」と、認定マンションの公表に前向きな姿勢を見せた。(マシンション管理新聞
1135号)

マンション管理適正化法・マンション建替え円滑化法の参議院本会議で可決され、衆議院に送付された。7日には参議院本会議で可決され、衆議院に送付された。7日には全会一致で原案通り可決されている。審議では「適切が適正に評価されるよう、マンションの管理状態に関する進」など、4会派共同提案による付帯決議案も可決された。

改正法案が4月10日、国土交通委員会で審議さ
な管理を行うマンション情報の『見える化』の促

4／7 國土交通 委員会で審議

管理情報「見える化」も促進

認定文字

公文毛檢討

会開催の提案、必要に応じた補助制度の活用を促す」など の助言を想定している、と述べた。

ションが市場で評価される観点から重要なものと考えている」と答弁。
「法律の条文上